

多様な主体の参入促進事業について

平成26年1月24日

1. 多様な主体の参入促進の検討に当たって

○検討の趣旨

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から効果が高いと考えられる事業について検討する。

【参考】

◎子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

第59条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

四 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

2. 検討の視点

<検討の視点>

- 待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していくことが必要。
- 一方で、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的な事業運営の軌道に乗り、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要。
- 地域ニーズに即した保育等の事業拡大を進めるため、保育所、小規模保育等の新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、各市町村としてどのような支援を行うことが考えられるか。

【対応方針】

- 平成26年度においては、市町村が非常勤職員等による支援チームを設け、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を行う事業を新制度の前倒しとして実施する。
 - ※ 小規模保育事業等の連携施設に係る経過措置の1形態として、市町村の支援チームが小規模保育施設等を巡回支援することも含む。
- また、設置主体によっては、特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合などに、子どもの安全確保の観点から、本事業を活用することについても引き続き検討していく。